

きくや安心サロン保険

理美容関連のお仕事を取りまくリスクに対応する「きくや美粧堂オリジナル」の保険商品※¹です。

※¹・・・「きくや安心サロン保険」は株式会社きくや美粧堂を団体契約者とする損害保険ジャパン株式会社の事業活動総合保険のペットネームです。

ご加入対象者	MiCOL会員かつ理美容関連※のお仕事をされる法人・個人事業主 ※本パンフレットは 保険始期日が2024年6月1日以降 のお客さまが対象となります。 ※対象とする主な業務は「美容師、美容室、理容室、エステ、ネイル、マツエク、リラク」になります。 ※美容クリニックなどの医療行為となる事業はご加入の対象外となります。	
	新規申し込みのお手続きをされる方	ご継続のお手続きをされる方
補償開始日（保険始期日）※ 2 ※ 2・・・ご選択いただいた日付の16時、または、お申し込み完了メール受領時刻にいずれか遅い時間から補償が開始します。	お手続きをする日の「翌日から1か月後までの間のお好きな日」を選択してください。	ご契約満期日当日の16時より
お手続きの期限	補償開始日の前日まで にお手続きを完了してください。	ご契約満期日の前日の 23時59分 までにお手続きを完了してください。
保険の契約者	株式会社きくや美粧堂	
お手続き方法	きくや美粧堂サイトからのお手続きをしていただけます。 URL： https://kikuya_public_digitalplugin.instanda.co.jp/ 【お手続き方法】 (1) ①営業形態について「フリーランス」か「サロン」を選択してください。 ②直近会計における前年度の売上高を入力してください。 ③必要な補償をチェックしてください。 (2) お申し込みにあたっては、お客さまの情報（お名前、ご住所、クレジットカード情報など）をご入力いただけます。	満期日の45日前頃にご加入時にご申告いただいたメールアドレスに継続手続き用のURLを掲載したメールを送信いたします。 継続手続き用のURLから継続手続きをしていただけます。 【お手続き方法】 (1) ①営業形態について「フリーランス」か「サロン」を選択してください。 ②直近会計における前年度の売上高を入力してください。 ③前年度ご加入いただいた補償内容が表示されます。 ・追加したい補償があればチェックしてください。 ・不要な補償があればチェックを外してください。 (2) お申し込みにあたっては、お客さまの情報（お名前、ご住所）にお間違いがないかご確認ください。変更がある場合は修正してください。 クレジットカード情報は再度ご入力いただけます。
保険料お支払い方法	クレジットカード決済のみとなります。保険料は一括払となります。	

ご用意した補償内容

必須付帯

賠償責任の補償

賠償ユニット



お客さまが法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

オプション

選択

機械脱毛補償



選択

弁護士費用等補償特約



選択

物損害の補償

物損害ユニット



貴社所有の設備・什器^{じゆう}などや商品・製品などに損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

選択

屋外看板・自動販売機損害補償特約



選択

地震危険補償特約



選択

休業損失の補償

休業ユニット



対象物件に損害が生じた結果、お客さまの営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

補償内容の詳細は次ページ以降に記載しています。

※対象とする主な業務は「美容師、美容室、理容室、エステ、ネイル、マツエク、リラクなど」になります。
 ※美容クリニックなど医療業務が発生するお仕事は対象外となります。
 ※直近の決算で売上高が10億円以上の企業さま対象外となります。
 (個別にご相談ください。)

賠償ユニット

次のような事故により、お客さまが法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して保険金をお支払いします。

保険金額：1億円限度

自己負担額（免責金額）：なし

施設危険

- お店の段差でお客さまが転び、ケガをさせてしまった。濡れた床で滑ってけがをさせてしまった。
- サービスで提供しようとしたお茶をこぼし、お客さまにやけどをさせてしまった。



受託物危険

- リース中の機械をこわしてしまった。
- 預かっていたお客さまのバッグを汚してしまった。



業務遂行危険

- ヘアカット中にお客さまの耳を切ってしまった。
- 施術中に誤ってお客さまの衣服を汚してしまった。



受託不動産危険

火災により借りている建物に損害が生じた。



製造物危険

提供した飲食物が腐っていたために、お客さまが食中毒になった。



人格権侵害

お客さまを万引犯と間違えてしまった。



損傷のない財物の使用不能損害

店舗の看板が路線に落下し、電車が遅延し鉄道会社から請求がきた。



サイバー危険（サイバーリスク賠償責任補償特約）

- 業務用のパソコンが不正アクセスされ、社内のデータベースに保存されている顧客データのクレジットカード情報等が流出した。
- マルウェア感染により、業務システムが使用不能となった。

<保険金額>

第三者に対する損害賠償責任

100万円限度

情報漏えい時広報・見舞等対応費用
30万円



オプション（自動付帯）

第三者医療費用補償特約

- まつげエクステをしていたところ目がはれてしまったので病院で検査をした。
- お店前の道でお客さまが転倒し、病院で診てもらった。

<保険金額>

被害者1名につき50万円

保険期間を通じて1,000万円まで

<自己負担額（免責金額）なし>



オプション（選択してください。）

機械脱毛補償

- お客さまの肌にやけどを負わせてしまった。機械脱毛により、皮膚が赤く腫れあがってしまった。
- 医療脱毛、ニードル脱毛は補償対象外となります。

<自己負担額（免責金額）なし>



弁護士費用等補償特約

施術後の仕上がりについて脅迫された。

P.8をご参照ください。



賠償ユニット

次の事故が補償の対象となります。（補償の範囲）

日本国内で発生したお客さまの次の業務上の偶然な事故による身体の障害・財物の損壊に起因する法律上の損害賠償責任を補償します。

企業包括方式



施設・業務遂行危険



製造物・完成作業危険



受託物危険



受託不動産危険



人格権侵害・宣伝障害

次の保険金をお支払いします。

①損害保険金		法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害について、1回の事故などにより発生した損害に対して、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額1億円を限度にお支払いします。	
②費用		損害防止費用	損害の発生および拡大の防止のための応急手当、緊急措置費用など
		権利保全費用	貴社が第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きをするために貴社が支出した費用
		争訟費用	訴訟費用、仲裁費用、調停費用または弁護士費用など
		協力費用	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの求めに応じて、貴社がこれに協力するために要する費用のうち直接支出した費用
		初期対応費用（注1）	事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場の片づけ費用など
		争訟対応費用（注1）	文書作成費用、増設コピー機の賃借費用、事故の再現実験費用など
		見舞費用（注2）	事故により他人にケガをさせたり、他人の所有物をこわしてしまった場合の、貴社が支出した見舞金、見舞品の購入費用など
		対物超過費用（注3）	被害財物の復旧費が時価を超える場合に、被害者からの請求に基づき、貴社がその復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて負担する費用
		建具等修理費用保険金（注4）	貴社の借用する事業用の建物に損害生じた際に、家主との契約に基づいて自己の費用で修正した場合に費用

（注1）保険期間を通じて、初期対応費用と争訟対応費用を合算して1,000万円を限度にお支払いします。

（注2）被害者1名（法人の場合は1法人）につき2万円を限度、かつ1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

（注3）被害者1名（法人の場合は1法人）につき50万円を限度、1事故につき100万円、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。

（注4）1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

物損害ユニット

次のような事故により、貴社所有の設備・什器^{じゅう}など（注1）や商品・製品など（注2）に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。

保険金額：1,000万円限度 自己負担額（免責金額）：1万円

火災・落雷・破裂・爆発

お店で火災が発生し、什器が焼失した。



騒擾^{そうじょう} 労働争議など

労働争議で設備、商品がこわされた。



その他の不測かつ突発的な事故

商品を搬入中に誤って落とし、こわしてしまった。



風災^{ひょう}・雹災^{ひょう}・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



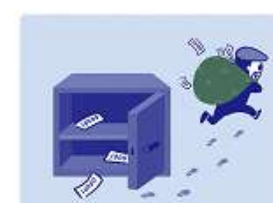
盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



業務用現金などの盗難

お店の金庫に保管していた現金が盗まれた。
＜保険金額＞
1事故につき100万円限度



建物の外部からの物体の衝突・飛来など

お店に車が突っ込み店舗内の設備がこわされた。



水災

大雨による洪水で店舗が水浸しになり設備がこわれた。



給排水設備に生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れした。



電気的事故・機械的事故

過電流で機械がこわれた。



オプション

屋外看板・自動販売機損害補償特約

屋外看板が何者かにこわされた。



地震危険補償特約

地震の揺れにより什器・備品が破損した。
＜保険金額＞
500万円限度
＜自己負担額（免責金額）
50万円限度＞



（注1）設備、装置、機械、器具、工具、什器または備品をいいます。（以下同じです。）

（注2）商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。（以下同じです。）

物損害ユニット

保険の目的（保険の対象）

お客さま所有の設備・^{じゅう}什器等（注1）や商品・製品（注2）が次の場所（状態）にある場合に保険の対象となります。

企業包括方式



すべての建物内



野積み



輸送中



一時持ち出し中

（注1）設備、装置、機械、器具、工具、^{じゅう}什器または備品をいいます。（以下同じです。）

（注2）商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材をいいます。（以下同じです。）

次の保険金をお支払いします。

①損害保険金（注3）		保険の目的（保険の対象）に損害（注4）が生じた場合、その再調達価格（注5）を基準に算定した損害額を、1事故につき物損害ユニットの保険金額を限度にお支払いします。修理可能な場合は、修理費または再調達価格のいずれか低い額をお支払いします。（注6） 損害保険金は1事故あたりの損害の合計額が自己負担額（免責金額）1万円を上回る場合にかぎり、その上回った額に対して、1事故につき物損害ユニットの保険金額1,000万円を限度にお支払いします。
②通貨等盗難損害保険金		対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用通貨または預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払します。
③物損害事故 付随費用 保険金 （注7）	 残存物取り片付け費用	残存物の取片づけに必要な取りこわしなどの費用
	 修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用など
	 法令変更対応費用	建築基準法や、消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用

（注3）水災による事故の場合は、1回の事故で休業ユニットの休業損失保険金および営業継続費用保険金として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払いする保険金は5億円が限度となります。

（注4）記名被保険者が損害防止費用を支出したときは、その額を損害の額に含めます。

（注5）損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

（注6）保険の目的（保険の対象）が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、時価（注8）が基準となります。また、太陽光発電設備・装置については罹災した敷地内の数を問わず100万円限度、ドローン等の無人航空機等については罹災した機数を問わず30万円限度となります。（ただし、無人航空機等が商品・製品である場合を除きます。）

（注7）各費用を合計して、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。

（注8）損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）の価格をいいます。

休業ユニット

次のような事故によって、対象物件に損害が生じた結果、お客さまの営業が休止または阻害されたために生じた損失などに対して保険金をお支払いします。

保険金額：1,000万円限度

火災、落雷、破裂、爆発

事務所で火災が発生し、什器が焼失した。



盗難

倉庫に泥棒が侵入し、商品が盗まれた。



食中毒・感染症（注1）の発生など

提供した食品が原因で食中毒が発生し、営業を一部休止し、利益が減少した。



風災・雹災・雪災

台風により倉庫が破損し、倉庫内の商品が吹き飛ばされた。



水災

大雨による洪水で事務所が水浸しになり、設備がこわれた。



建物の外部からの物体の衝突・飛来など

お店に車が突っ込みこわれた。



電氣的事故・機械的事故 その他の不測かつ突発的な事故

過電流で機械がこわれた。



給排水設備の生じた事故による水濡れなど

給水管が破損し、商品が水濡れた。



電気・ガス・水道等の供給の中断（24時間超）

事故により電気の供給が24時間を超えて中断し、営業を一部休止した。



（注1）特定感染症および指定感染症をいいます。詳しくはP21をご覧ください。

休業損失の補償

休業ユニット

次の財物が対象物件となります。

企業包括方式



①お客さま所有のすべての設備・什器
や商品・製品など



②お客さまが所有または専有する業務用の
建物



③対象敷地内（注1）にあるお客さまが占有する
①以外の財物



④対象敷地内（注1）に隣接するアーケード
またはアーケードに面する建物など



⑤対象敷地内（注1）へ通じる袋小路
およびそれに面する建物など



⑥供給者などが日本国内で占有する財物

次の保険金をお支払いします。

①休業損失保険金（注2）		1日あたりの対象経常費と営業利益の合計額に休業日数から1日控除した日数を乗じ、さらに影響割合を乗じた額に対して、損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。
②事業継続費用保険金（注2）		営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用に対して、1回の事故につき損失等の種類により支払限度額を限度にお支払いします。 詳しくはP.21をご覧ください。
特定感染症の③休業損失保険金 ④特定感染症対策費用保険金 指定感染症の⑤指定感染症費用保険金 詳しくはP.22をご覧ください。		

（注1）お客さまの事務所が所在するすべての敷地内をいいます。

（注2）水災による事故の場合は、1回の事故で物損害ユニットの損害保険金として支払う保険金と合算して5億円を超える場合であっても、お支払する保険金は5億円が限度となります。

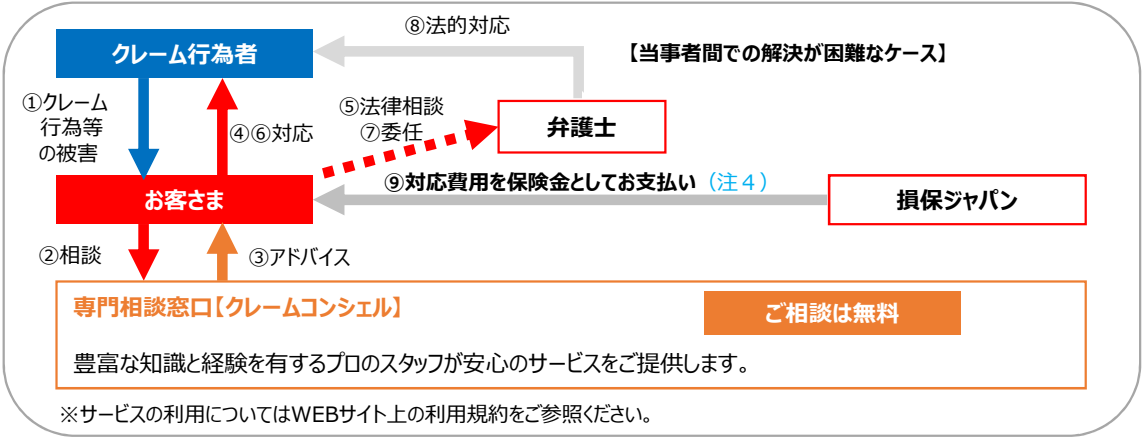
オプション特約の概要①

□ 弁護士費用等補償特約

被保険者が被った対人被害・対物被害および経済的被害について、被保険者等が次の費用を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする特約です。
この特約の補償となる方（被保険者）はお客さま（加入者証の被保険者氏名欄に記載された方）であり、対人被害に関する損害の場合はお客さまの役員および使用人も含まれます。

被害の種類	被害の原因となる対象事故（注1）	対象となる費用	支払限度額
対人被害 対物被害	急激かつ偶然な外来の事故	・紛争解決弁護士費用 ・法律相談費用	被保険者1名つき100万円 保険期間を通じて300万円
経済的損害	クレーム行為・使用人の信用棄損等の行為	・業務妨害阻止対策弁護士費用（注2） ・法律相談費用	1事故につき70万円 保険期間を通じて140万円
	詐欺行為・知的財産権の被侵害	・法律相談費用	1事故につき10万円 保険期間を通じて30万円

クレームコンシェル（注3）によるクレーム解決サポートサービスも提供します。



- （注1）日本国内において発生したものに限りします。
- （注2）クレーム行為および使用人の信用棄損等の行為については、対象事故に該当する行為を止めさせる措置等をするための弁護士費用を含み、行為を行った者に対して損害賠償請求を行うための弁護士費用を除きます。
- （注3）損害ジャパンが指定する、クレーム行為等を解決するための窓口をいいます。
- （注4）詐欺行為および知的財産権の被侵害に関する損害につきましては、弁護士費用はお支払い対象外となります。

オプション特約の概要①

■弁護士費用等補償特約

■保険金をお支払いできない主な場合

(1) 次のいずれかに該当する事由によって生じた損害

- ①差押え、収用、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ②被保険者に対する刑の執行
- ③所定の資格を有していない者が遂行した業務によって生じた事故

(2) 次のいずれかの対象事故によって被った対人・対物被害による損害

- ①被保険者が法令に定められた運転資格、操縦資格を持たないで運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ②被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で運転または操縦している場合に、その本人に生じた対象事故
- ③被保険者が酒気帯び状態で運転または操縦をしている場合に、その本人に生じた対象事故
- ④被保険者が、自動車等、航空機または船舶の使用について、正当な権利を有する者の承諾を得ないで自動車等、航空機または船舶に搭乗中に生じた対象事故。ただし、被保険者が正当な権利を有する者であると信じたことによる合理的な理由がある場合は保険金を支払います。
- ⑤被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によって、その本人に生じた対象事故

(3) 次のいずれかの対人・対物被害による損害

- ①被保険者が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等を使用した状態で発生した対人・対物被害
- ②環境汚染により生じた対人・対物被害。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢漏または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- ③記名被保険者が所有、使用または管理する業務用の財物に存在する欠陥、自然の消耗、劣化または性質による変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱、自然発火、自然爆発その他これらに類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する対物被害
- ④記名被保険者が違法に所有または占有する財物についての対物被害
- ⑤被保険者が、専門職業人としての行為(特約に規定するものをいい、医師による医療行為等を含みます。)を受けたことによって生じた対人事故
- ⑥石綿もしくは石綿を含む製品の発ガン性物質その他の有害な特性に起因する対人・対物被害
- ⑦外因性内分泌かく乱化学物質の有害な特性の作用に起因する対人・対物被害
- ⑧電磁波障害に起因する対人被害
- ⑨騒音、振動、悪臭、日照不足、その他これらに類する事由に起因する対人・対物被害
- ⑩被保険者の妊娠、出産、早産または流産に起因する対人被害

(4) 次のいずれかの事由に起因する経済的被害による損害

- ①記名被保険者またはその執行機関(注1)による窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為その他の犯罪行為
- ②記名被保険者またはその執行機関(注1)の法令違反
- ③支払不能、破産、または債券の回収
- ④被保険者に対してなされた提訴請求またはそのおそれ
- ⑤私的独占、不当な取引制限もしくは不公正な取引方法またはそのおそれ
- ⑥医療行為

(5) 被保険者が対象事故により経済的被害を被った場合において、対象事故に該当する行為を行った者に対して保険金請求権者が損害賠償請求を行うことによって負担した弁護士費用

(6) 次のいずれかに該当する事由にかかわる弁護士費用または法律相談費用

- ①自動車損害賠償保障法第16条に基づく損害賠償の支払いの請求、その他の賠償責任保険の規定に基づく被保険者(注2)に対する損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談。ただし、賠償義務者に対する法律上の損害賠償請求とあわせて行う場合は保険金を支払います。
- ②社会通念上不当な損害賠償請求またはこれにかかわる法律相談

(7) お客さまやお客さまの役員、使用人などが賠償義務者である場合または対象事故を発生させた場合(ただし、お客さまの使用人が信用毀損等の行為を行った場合は、保険金を支払います。)

(8) 賠償責任保険契約により保険金が支払われるべき損害(注3)

(9) 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任に関する弁護士費用または法律相談費用

など

(注1) 理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいいます。

(注2) 共済金の請求が行われる共済契約の共済責任を負う者をお含みます。

(注3) 賠償責任保険による保険金が支払われるべき、損害賠償金、権利保全行使費用、損害防止費用、争訟費用、協力費用、緊急措置費用またはこれらに類する損害をいいます。

オプション特約の概要②

☐機械脱毛補償 特定施術危険等対象外特約（光脱毛補償用）（さくや美粧堂用）

機械脱毛施術に起因する身体障害の法律上の賠償責任を補償します。※医療脱毛・ニードル脱毛は補償対象外となります。

保険金額 1億円限度 自己負担額 1万円

☐地震危険補償特約

以下のア. からウ. までのいずれかの事由によって、貴社所有の設備・什器などや商品・製品などに生じた損害に対して、損害保険金をお支払いします。

ア. 地震、噴火による火災、破裂、爆発 イ. 地震、噴火によって生じた損壊、埋没など ウ. 地震、噴火による津波、洪水その他の水災

※損害保険金をお支払いする場合、損害が生じた保険の目的（保険の対象）の残存物を取り片づけるために必要な費用に対して、損保ジャパンの承認を得て支出した残存物取片づけ費用保険金をお支払いします。
損害保険金および残存物取片づけ費用保険金は、1回の事故により発生した損害の額から自己負担額（免責金額）を差し引いてお支払いします。（保険期間を通じて特約の支払限度額が限度）

保険金額 500万円限度 自己負担額（免責金額） 50万円限度

☐屋外看板・自動販売機損害補償特約

対象事故により、対象建物外に設置された看板・自動販売機（収容されている商品を含みます。）に生じた損害を、物損害ユニットの補償の対象に含める特約です。

賠償ユニット

■ 保険金の種類

① 損害賠償金

（被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられ訴訟費用および遅延損害金をいいます。）

ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価格を差し引くものとします。）

日本国内で発生したお客さまの業務上の偶然な事故に起因して、保険期間中に発生した他人の身体の障害もしくは財物の損壊について、またはお客さまの業務上の行為により日本国内で発生した人格権侵害・宣伝障害について、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害に対して、契約方式・補償プランに応じて保険金をお支払いします。保険金は、1回の事故などにより発生した損害の合計額が自己負担額（免責金額）（注1）を上回る場合に、保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額を限度にお支払いします。損害の種類ごとのお支払限度額は次のとおりです。

損害の種類			お支払限度額
身体の障害			保険期間を通じて賠償ユニットの保険金額限度（１億円限度）
人格権侵害・宣伝障害			
財物の損壊	財物の損傷等およびその結果発生する使用不能		
	損傷等の発生していない財物の使用不能		
	製造物自体・作業の結果自体の損壊		１事故１，０００万円限度
	受託物	損傷等、紛失、盗取、詐欺（注２）	１事故１００万円または時価額のいずれか低い限度額
		損傷等、紛失、盗取、詐欺の結果発生する使用不能（注２）	１事故１００万円限度
	受託不動産	損傷等	１事故５，０００万円または時価額のいずれか低い限度額
損傷等の結果発生する使用不能		１事故１００万円限度	
第三者医療費用補償特約			被害者１名につき５０万円、 保険期間を通じて１，０００万円が限度

【ご注意】被害者からの損害賠償請求に対し、損保ジャパンの承認なしに示談した場合には、損害賠償金を削減してお支払いする場合がありますので、ご注意ください。

（注1）第三者医療費用補償特約のみ1万円を差し引いてお支払いします。

（注2）お客さまが借用する社宅等に発生した財物の損壊は、火災・破裂または爆発による事故にかぎり保険金をお支払いします。

（注3）お客さまが所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。

賠償ユニット

①損害賠償金 （被保険者が損害賠償請求権者に対して支払う損害賠償金ならびに判決により支払を命じられ訴訟費用および遅延損害金をいいます。 ただし、損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合には、その価格を差し引くものとします。）	用語	説明
	損傷等	滅失、損傷または汚損をいいます。
	身体の障害	人のケガや病気をいいます。これらによって後遺障害が生じた場合および亡くなられた場合を含みます。
	財物の損壊	◇施設・業務遂行危険および製造物・完成作業危険については、財物の損傷等、その結果発生する使用不能、および損傷等の発生していない財物の使用不能をいいます。 ◇受託物危険については財物の損傷等、紛失、盗取、詐取、およびその結果発生する使用不能をいいます。 ◇受託不動産危険については財物の損傷等、およびその結果発生する使用不能をいいます。
	施設・業務遂行危険	施設の所有・使用・管理、および業務に起因する身体の障害および財物の損壊で製造物・完成作業危険、受託物危険、受託不動産危険以外のものをいいます。
	製造物・完成作業危険	製造物および作業の結果に起因する身体の障害および財物の損壊をいいます。
	受託物危険	受託物に発生したすべての財物の損壊をいいます。
	受託不動産危険	貴社が借用する不動産に発生したすべての財物の損壊をいいます。
	人格権侵害	次の①または②に掲げるいずれかの行為に起因する障害で、身体の障害および宣伝障害以外のものをいいます。 ①不当な身体の拘束による事由の侵害または名誉棄損 ②口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害
	宣伝障害	商品・製品・サービスの宣伝に関する次のいずれかの行為に起因する障害をいいます。 ①口頭、文書、図画その他これらに類する表示行為による他人の誹謗、他人の商品、製品もしくはサービスの中傷または個人のプライバシーの権利の侵害 ②著作権（特許権、実用新案件、意匠権、商標権などの知的財産権を含みません。） 標題または標語の侵害 ③宣伝上の着想または営業の手法の不正な流用
②損害防止費用（注2）	事故が発生した場合に損害の発生および拡大の防止のために支出した費用をお支払いします。回収費用は除きます。	
③権利保全費用（注2）	被保険者が第三者に対して損害賠償請求権を有する場合において、被保険者が支出したその権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用をお支払いします。	
④争訟費用（注2）	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬などの費用をお支払いします。	
⑤協力費用（注2）	損保ジャパンが損害賠償請求の解決にあたる場合に、損保ジャパンの請求に応じてお客さまがこれに協力するために支出した費用をお支払いします。	
⑥初期対応費用（注2、3）	事故が発生した場合に損保ジャパンの承認を得て支出した初期対応のための費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）をお支払いします。	
⑦争訟対応費用（注2、3）	損害賠償責任の解決のために損保ジャパンの書面による同意を得て支出した意見書・鑑定書作成費用などの費用をお支払いします。	
⑧見舞費用（注2）	対人・対物事故が発生した場合に損保ジャパンの書面による同意を得て支出した見舞金、見舞品の購入費用などについて、被害者1名（法人の場合は1法人）あたり2万円を限度、1事故につき、1,000万円を限度にお支払いします。	
⑨対物超過費用（注4）	被害財物（注5）の復旧費がその時価を超えると損保ジャパンが認める場合において、被害者からの請求に基づき、お客さまがその被害財物の復旧費について法律上の損害賠償責任を超えて復旧する費用について、被害者1名（法人の場合は1法人）につき50万円が限度、1事故につき100万円を限度、保険期間を通じて1,000万円を限度にお支払いします。	
⑩建具等修理費用保険金	お客さまの借用する事業用の建物に損害が生じた際に、家主との間で締結した賃貸借契約などの契約に基づいて自己の借用で修理した場合の費用について、1事故につき1,000万円を限度にお支払いします。ただし、お客さまが所有する宅等々に生じた損害は除きます。	

（注2）結果的に損害賠償責任がないことが判明した場合でも、保険金をお支払いします。

（注3）⑥と⑦を合算して、保険期間を通じて1,000万円が限度となります。

（注4）受託不動産危険に起因する損害については保険金をお支払いしません。

（注5）有償であると無償であると問わず、お客さまが仕事を遂行するために、リース契約またはレンタル契約に基づき他人から借用している財物を含みません。

賠償ユニット

サイバーリスク賠償責任補償特約 お支払いする保険金の内容

■ 保険金のお支払い対象となる事由

- ①情報の漏えいまたはそのおそれ
- ②①の事由以外の、次のア・イの事由
 - ア. デジタルコンテンツ不当事由（注1）
 - イ. 被保険者システムに対するサイバー攻撃
- ③サイバー攻撃に起因して発生した他人の身体の障害、他人の財物の損壊

■ 保険金の種類

保険金のお支払い対象となる事由に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、お客さまが負担した次のものに対して保険金額100万円を限度にお支払いします。

法律上の損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金をいいます。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。なお、税金、罰金、科料、過料、違約金、課徴金、懲罰的賠償金その他補償的賠償金および倍額賠償金の加重された部分ならびに被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定（業務の結果を保証することを含みます。）がある場合におけるその約定によって加重された損害賠償金を含みません。
-----------	--

保険金のお支払い対象となる事由またはサイバー攻撃のおそれが発生した場合に、それに対応するためにお客さまが負担した次のものに対して、費用保険金額の30万円を限度に保険金をお支払いします。

情報漏えい対応費用	情報漏えい時広報・見舞等対応費用	事故対応関連費用	文書作成のために要する費用や事故の対応のために要するお客さまの役員・使用人等の交通費および宿泊費、超過勤務手当など人件費、コールセンターの設置、運営等の費用、弁護士などへの相談費用（注2）をお支払いします。
		個人見舞費用	個人情報の漏えいまたはそのおそれに関して、個人情報を漏えいされた、またはそのおそれがある本人に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用について、1名につき1,000円を限度（ただし、見舞品の発送費用は除きます。）としてお支払いします。
		法人見舞費用	情報の漏えいまたはそのおそれに関して、情報を漏えいされた、またはそのおそれがある法人に対する見舞金、見舞品の購入費用および見舞品の発送費用などについて10万円を限度（なお、お客さまが製造または販売する製品を見舞品とする場合には、発送日を含め、製造原価相当額を限度とします。）としてお支払いします。

（注1） デジタルコンテンツを公表、表示、配信、提供その他の業務における利用をした結果生じる次の事由をいいます。

①名誉毀損 ②プライバシーの侵害 ③氏名権の侵害 ④肖像権の侵害 ⑤パブリシティ権の侵害 ⑥広告および宣伝内容の誤り ⑦情報、アイデア等の盗用 ⑧著作権、商標権または意匠権の侵害

（注2） 詳しくは、約款のサイバーリスク賠償責任補償特約第3章基本条項をご確認ください。

■ 補償対象となる方（被保険者）

- お客さま（加入者証の加入者名欄に記載される方）
- お客さまが法人であれば役員・使用人

賠償ユニット

■ 保険金をお支払いできない主な場合 ①

■ 身体の障害・財物の損壊・サイバーリスク賠償責任補償特約に関する事由

〈身体障害・財物の損壊に共通の事由〉

- ☐ ご契約者、記名被保険者、これらの代理人、その他の被保険者の故意
- ☐ 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- ☐ 環境汚染。（突発的な事故により汚染物質が流出、溢出または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。）
- ☐ 特別の約定によって加重された損害賠償責任
- ☐ 記名被保険者の業務上の事故により被保険者が被った身体の障害（労災事故）に対して負担する損害賠償責任
- ☐ 記名被保険者の所有物の財物の損壊
- ☐ 日本国外で発生した身体の障害、財物の損壊
- ☐ 弁護士、医師、建築士などの業務（資格の有無を問いません。）
- ☐ ケミカルピーリング、H I F U、レーザー治療、レーシック、ニードル脱毛

など

〈施設・業務遂行に関する固有の事由〉

- ☐ 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）、または銃器の所持・使用・管理に起因する事故（貨物の積み込みまたは積卸し作業に起因する事故、お客さまが所有または賃貸する施設内にある車両または構内専用車の所有・使用・管理に起因する事故を除きます。）
- ☐ 施設外にある船舶の所有・使用・管理に起因する事故（貨物の積み込みまたは棚卸し作業に起因する事故を除きます。）
- ☐ 塵埃または騒音に起因する損害
- ☐ 記名被保険者の施設から公共水域への石油物質の流出による財物の存在
- ☐ 記名被保険者によってまたは記名被保険者のために記名被保険者以外の者によってなされた約定または合意に基づく債務の不履行に起因する滅失、損傷、汚損の発生していない財物の使用不能損害

など

〈製造物・完成作業に関する固有の事由〉

- ☐ 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売した製品および法令に違反して行った作業の結果
 - ☐ 記名被保険者の製品などのみに生じた財物の損壊
- 【ご注意】次の①から③までのいずれかの条件に満たす場合はお支払いの対象となります。
- ① 製造物自体に生じた損傷等が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

② お客さまの製造物の欠陥が身体の損害または製造物以外の財物の生じた財物の損壊の原因となった場合

③ お客さまの作業の結果のうち材料等の欠陥が身体の障害または製造物等以外の財物に生じた財物の損壊の原因となった場合

- ☐ 回収措置を講じるための費用に対して負担する損害賠償責任
- ☐ 身体の障害、財物の損壊の発生防止・抑制などを効能・性能とした製品などがその設計上、表示上の不備などにより効能などを発揮できなかったことにより生じた身体の障害、財物の損壊に対し負担する損害賠償責任
- ☐ 製造物等が医薬品等、農薬、食品の場合において、直接であると間接であると問わず、製造物等がその意図された効能等を発揮しなかったことに起因して負担する損害賠償責任。ただし、その副作用その他これに類する有害な反応に起因する損害については、保険金を支払います。
- ☐ DES, クロラムフェニコール系製剤によるとする血液障害、アミノグリコサイド系製剤によるとする聴力障害、筋肉注射とするとする筋拘縮症、キノホルムによるとするスモン、経口血糖降下剤によるとする低血糖障害に起因する損害賠償責任
- ☐ 後天性免疫不全症候群に起因するすべての身体の障害に起因する損害賠償責任
- ☐ Lトリプトファンに起因する身体の障害に起因する損害賠償責任
- ☐ 体内移植用シリコンに起因する身体の障害に起因する損害賠償責任
- ☐ 妊娠の異常、卵子もしくは胎児の損傷もしくは異常または子供の先天的な異常もしくは疾病に起因する損害賠償責任

など

〈受託物に関する固有の事由〉

- ☐ ご契約者、被保険者、被保険者の代理人が行い、または加担した受託物の盗取または詐欺
- ☐ 受託物の瑕疵、自然の消耗、かび、腐敗、ねずみ食い、虫食いなどや自動発火、自然爆発による財物の損壊
- ☐ 屋根、扉、戸、窓、通風筒などから入る雨、雪などによる財物の損壊
- ☐ 貨幣・紙幣、有価証券、宝石、貴金属、美術品、骨董品、設計書などの財物損壊
- ☐ 受託者に引き渡された日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された受託物の財物の損壊
- ☐ 加工の拙劣または仕上不良などによって受託自動車に発生した財物の損壊（火災、爆発による場合を除きます。）
- ☐ 法令に定められた運転資格、操縦資格を持たない者、または酒気帯び運転者もしくは操縦者によって運転・操縦されている間に受託自動車に生じた財物の損壊

など

賠償ユニット

■ 保険金をお支払いできない主な場合 ②

■ 身体の障害・財物の損壊に関する事由

〈借用建物（受託不動産）に関する固有の事由〉

- ☐ 改装、増築、取りこわしなどの工事に起因して借用建物に発生した財物の損壊（被保険者が自己の労力をもって行った作業に起因する場合を除きます。）
- ☐ 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損傷であって、借用建物の機能に直接影響のない財物の損壊
- ☐ 借用建物に生じた煙または臭気などの付着による財物の損壊
- ☐ 借主に引き渡した後に発見された借用建物の財物の損壊

など

■ 人格権侵害・宣伝障害に関する事由

- ☐ 被保険者の犯罪行為
- ☐ 採用・雇用または解雇に関する行為
- ☐ 広告宣伝、放送、出版などを業とする被保険者の行為
- ☐ 日本国外で発生した人格権侵害・宣伝障害
- ☐ 契約違反
- ☐ 宣伝された品質または性能に商品、製品またはサービスが適合しない場合
- ☐ 商品、製品またはサービスの価格表示誤り
- ☐ サイバー攻撃により生じた事象に起因して、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害

など

■ 建具等の修理に関する事由

- ☐ お客さまの故意
- ☐ 地震、噴火、津波、洪水、戦争、核燃料物質による事故
- ☐ 環境汚染。ただし、突発的な事故により汚染物質が流出、溢漏または漏出し、かつ汚染物質の拡散が急激である場合には、保険金を支払います。
- ☐ 管理を委託された者または記名被保険者と生計を共にする同居の親族の故意によって生じた損害
- ☐ 借用施設の瑕疵、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い
- ☐ 借用施設の管球類のみに生じた損害
- ☐ 汚損、擦損、塗料のはがれなどの単なる外形上の損害であって、借用施設の機能に直接関係のない損害
- ☐ 借用施設に生じた煙または臭気などの付着の損害

など

■ サイバーリスク賠償責任補償特約に関する事由

〈共通の事由〉

- ☐ 被保険者が行ったまたは加担もしくは共謀した窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為
- ☐ 被保険者が、その行為が法令に違反していることまたは他人に損害を与えることを認識しながら行った行為
- ☐ 被保険者が違法に私的な利益を得た行為または違法に便宜を供与された行為
- ☐ この保険契約の保険期間の初日より前に、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合に、その状況の原因となる行為
- ☐ この保険契約の保険期間の初日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為
- ☐ 通常の業務の範囲でない行為。通常の業務の範囲を超えたITサービス業務の提供を含みます。
- ☐ 販売分析、販売予測または財務分析の過誤
- ☐ 業務の結果を利用して、製造、加工、配合、組立、建築等の工程を経て制作された製品、半製品、部品、工作物等の不具合
- ☐ 人工衛星（人工衛星に搭載された無線設備等の機器を含みます。）の損傷等または故障
- ☐ 知的財産権の侵害。ただし、著作権、商標権および意匠権の侵害については、保険金をお支払いします。
- ☐ 被保険者の業務の対価（販売代金、手数料、報酬等をいいます。）の見積もりまたは返還
- ☐ 差押え、徴発、没収、破壊等の国または公共団体の公権力の行使
- ☐ 暗号資産の換金、売買、決済その他の取引または焼失
- ☐ 記名被保険者が前払式支払手段発行者または資金移動業者である場合における、次の①または②
 - ① 前払式支払手段の不正な操作または移動
 - ② 不正な為替取引または資金移動
- ☐ 次の事由に起因して発生した費用
 - ① 記名被保険者が偽りその他不正な手段により取得した情報の取り扱いに起因する情報の漏洩またはそのおそれ
 - ② 記名被保険者の役員に関する個人情報の漏洩またはそのおそれ
 - ③ 記名被保険者が他人に対して企業情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または他人との間で企業情報を共同利用したことが、企業情報の漏えいまたはそのおそれに該当するとされたことによる企業情報の漏えいまたはそのおそれ
- ☐ 電気、ガス、水道、通信もしくはインターネット接続サービスの中断、停止、または障害が発生し、記名被保険者に対して、それらが提供されなかったことに起因して発生した費用

など

賠償ユニット

- ☐ この特約で保険金を支払うべき損害が発生した場合において、保険金の支払またはその他いかなる利益の提供を行うことにより、当会社が次に掲げる事由に基づく制裁、禁止または制限を受けるおそれがあるとき
 - ① 国際連合の決議
 - ② 欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国もしくはアメリカ合衆国の通商もしくは経済に関わる措置、法律または規制
- ☐ 保険金を支払うべき損害が発生した国または地域において、保険金支払が禁止されている損害
- ☐ この追加条項が付帯された保険契約において、直接であると間接であると問わず、戦争等（国家関与型サイバー攻撃を含みます。）に起因する損害

など

〈保険金のお支払い対象となる事由①および②固有の事由〉

- ☐ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、次の原因による場合は、保険金をお支払いします。
 - ① 火災、破裂、爆発
 - ② 保険金をお支払いする事由②イまたはウによる被保険者システムの損傷等または機能の停止

など

〈保険金のお支払い対象となる事由③固有の事由〉

- ☐ 記名被保険者の業務の履行不能または履行遅滞。ただし、ただし、次の原因による場合は、保険金をお支払いします。
 - ① 火災、破裂、爆発
 - ② サイバー攻撃
- ☐ 次に掲げる事由に起因する損害または費用
 - ① 排水または排気
 - ② 政治的、社会的、宗教的もしくは思想的な主義もしくは主張を有する団体もしくは個人またはこれと連帯する者が、その主義もしくは主張に関して行う暴力的行為もしくは破壊行為

など

物損害ユニット

■ 保険金の種類

①損害賠償金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP 1 9の補償内容の「○」印がある偶然な事故により保険の目的（保険の対象）に損害（注1）が生じた場合に、再調達価格（注2）を基準としてお支払します。修理可能な場合は、修理費または再調達価格のいずれか低い額をお支払します。（注3） （お支払いする損害保険金の額は、1事故につき契約時に設定した物損害ユニットの保険金額が限度となります。）												
②物損害事故付随費用保険金	損害保険金をお支払いする事故に直接起因する次の費用の合計額を、1事故につき1,000万円を限度にお支払します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>費用保険金</th><th>内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>残存物取片づけ費用</td><td>残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など</td></tr> <tr> <td>修理付帯費用</td><td>復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など</td></tr> <tr> <td>法令変更対応費用</td><td>建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用</td></tr> <tr> <td>エコ対策費用</td><td>復旧にあたり環境に資する製品（注5）に買い換える場合などの追加費用</td></tr> <tr> <td>屋上緑化費用</td><td>保険の目的（保険の対象）と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用</td></tr> </tbody> </table>	費用保険金	内容	残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など	修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など	法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用	エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品（注5）に買い換える場合などの追加費用	屋上緑化費用	保険の目的（保険の対象）と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用
費用保険金	内容												
残存物取片づけ費用	残存物の取片づけに必要な取りこわし費用など												
修理付帯費用	復旧にあたり必要となる損害の原因の調査費用、損害が生じた設備・装置を再稼働するために必要な点検費用、調整費用または試運転費用、迅速に復旧するための残業勤務・深夜勤務などに対する割増賃金の費用など												
法令変更対応費用	建築基準法や消防法などが変更されたことにより罹災直前の状態に修理することができない場合の追加費用												
エコ対策費用	復旧にあたり環境に資する製品（注5）に買い換える場合などの追加費用												
屋上緑化費用	保険の目的（保険の対象）と同時に貴社所有建物の屋上または外壁に損害が生じた場合に、環境対策の措置としてその建物を緑化するための費用												
③通貨等盗難損害保険金	対象施設内に収容中、輸送中または一時持ち出し中の状態にある業務用現金・手形・小切手などまたは預貯金証書などの盗難による損害が生じた場合、1事故につき100万円を限度にお支払します。												

（注1）ご契約者または記名被保険者が支出した損害防止費用のうち、必要または有益な費用の額を損害の額に含めます。

（注2）損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）と同一の質、用途、規模、型、能力、構造のものを再取得または再築するのに必要な金額をいいます。

（注3）保険の目的（保険の対象）が商品・製品等または貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨とう、彫刻物その他の美術品である場合は、時価（注4）が基準となります。

（注4）損害が発生した地および時における保険の目的（保険の対象）の価格をいいます。

（注5）エコマークなどの環境ラベルの付いた製品などとなります。これら以外の製品については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

物損害ユニット

■ 補償内容

		企業包括方式		
No.	事故の種類	A 建物内 (注6) 収容動産	建物外所在動産	
			B 輸送中・一時 持ち出し中	C 左記以外 (野積みなど)
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	設備・什器等	○	○
		商品・製品等	×	×
③	建物の外部からの物体の衝突・飛来など	○	○	○
④	給排水設備の生じた事故による水濡れなど	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×
⑦	水災	設備・什器等	○	×
		商品・製品等	×	×
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	○	×
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×

○ : 自己負担額（免責金額）（1万円）を差し引いてお支払いします。

× : お支払いできません。

ご注意 保険の目的（保険の対象）にならない物

●建物 ●自動車 ●船舶 ●航空機（注7） ●動物・植物（注8） ●貴金属、宝玉石および宝石ならびに書画、骨董、彫刻物その他の美術品で、1個または1組の価値が30万円を超える物 ●テープ、カード、ディスク、ドラム等の記録媒体に記録されているプログラム、データ ●軌道、護岸、栈橋、防油堤その他の土木構築物 ●稿本、設計書、図案、雛形、鋳型、木型、紙型、模型、証書、帳簿その他これらに類する財物 など

（注6）対象建物以外の建物内および軒下を含みます。

（注7）ここでいう航空機には、ドローン等の無人航空機等は含まれません。

（注8）動物・植物が商品・製品などである場合には保険の目的（保険の対象）に含みます。

● 保険の目的（保険の対象）の範囲イメージ図



物損害ユニット

■ 保険金をお支払いできない主な場合

■ 設備・什器等や商品・製品等の損害、通貨等の盗難に共通の事由

- ☐ ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の故意、重大な過失、法令違反による損害
- ☐ 地震、噴火もしくはこれらによる津波によって生じた損害（注7）
- ☐ 戦争、核燃料物質によって生じた損害
- ☐ 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害（注8）。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者でない場合において対象建物に付加した看板については、保険金を支払います。
- ☐ 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難による損害。ただし、機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は保険金を支払います。
- ☐ ゴルフネット、仮設の建物および収容される財物または建築中の屋外設備・装置などに生じた風災・ひょう災・雪災の損害
- ☐ 日本国外で発生した事故
- ☐ 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ① 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電気的事故もしくは機械的事故
 - ② 原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故
- ☐ 直接であると間接であると問わずサイバー攻撃等の結果として生じた損害。ただし、保険の目的に火災、破裂または爆発が生じた場合は保険金を支払います。

など

■ 設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由（注9）

- ☐ 保険の目的（保険の対象）の欠陥、自然消耗、劣化、ボイルスケール、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱などによる損害
- ☐ 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ☐ 製造中または加工中の損害
- ☐ 保険の目的（保険の対象）のうち、管球類のみ生じた損害
- ☐ すり傷、かき傷などの単なる外見上の損傷で、機能に直接影響のない損害
- ☐ 詐取、横領、置忘れ、紛失（注10）など
- ☐ 自動販売機、両替機などの機械の故障、変調、乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額・規定量以上に出ることによって生じた損害
- ☐ 楽器に生じた次のア、またはイ、の損害
 - ア、弦のみ切断、打楽器の打皮のみの破損
 - イ、音色または音質の変化

（注7）地震危険補償特約をセットすることによりお支払いします。

（注8）屋外看板・自動販売機損害補償特約をセットすることによりお支払いします。

（注10）発生原因を問わず、保険の目的である無人航空機等を操縦中の紛失を含みます。

- ☐ 保険の目的（保険の対象）が液体、粉体、気体などの流動体である場合における汚染、異物の混入、純度の低下、分離・復元が困難となるなどの損害
- ☐ 亀裂その他の欠陥があったガラスに生じた損害および取付上の欠陥によって取付けた日からその日を含めて7日以内に生じたガラスの損害
- ☐ ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意による損害
- ☐ 土地の沈下、隆起、移動その他これらに類似の地盤変動によって生じた損害
- ☐ 風、雨、雪、雹、砂塵の吹込みまたは漏入
- ☐ テープ、カード、ディスクなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害
- ☐ 保険の目的に対する修理・清掃等の作業場の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- ☐ 対象施設の営業時間外において、金庫（注11）外に保管中の宝石・貴金属等について生じた損害
- ☐ 保険の目的である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害
- ☐ 保険の目的（保険の対象）が無人航空機等である場合における、保険の目的のブレード等の回転翼部分にのみ生じた損害

など

■ 商品・製品等に適用される固有の事由

- ☐ 冷凍・冷蔵装置、設備の破壊・変調・機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- ☐ 万引きによって生じた損害
- ☐ 検品、棚卸しの際に発見された数量不足による損害
- ☐ 受渡しの過誤などによる損害
- ☐ 電力の停止または異常な供給による損害
- ☐ 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。

など

■ 手形・小切手の盗難に適用される固有の事由

- ☐ 手形・小切手の盗難事故は発生した際に、次①から④に掲げる措置などを直ちに取らなかった場合
 - ① 振出人、引受人、取引金融機関に対して盗難事故発生のお知らせを行い、支払いの停止を依頼すること
 - ② 公示催告の申し立てを行い、所定の時期に除権決定の申し立てをすること
 - ③ 警察署などで届けて、盗難事故に関する証明書を取り付けること
 - ④ その他損保ジャパンの要求した手続きを行うこと
- ☐ 手形・小切手の盗難事故が発生した際に生じた不渡り損害・支払拒絶による損害、金利損害、価値の下落損害

など

（注9）P19の補償内容に記載の事故の③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

（注11）耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。

休業ユニット

■ 保険金の種類

(1) (2) 以外の事由

保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
①休業損失保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP2 3の表①～⑨およびP2 3の表①～⑥の「○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件に損害が発生した結果、お客さまの営業が休止または阻害されたために損失などが生じた場合、次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、事故発生日の翌日からお支払い対象となります。 1日あたりの対象経常費（注1） + 1日あたりの営業利益（注2） 休業日数から1日を控除した日数×影響割合（注3）	1事故につきご契約時に設定した休業ユニットの保険金額限度。ただし、損失等の種類により下表と異なります。
②事業継続費用保険金	契約方式・補償プランに応じ、日本国内で発生したP2 3の表①～⑨およびP2 3の表①～⑥の「○」印がある偶然な事故または事由によって対象物件が損害を受けた結果生じた、お客さまの営業を継続するために必要な仮店舗の賃借料などの追加費用をお支払いします。（注4）	1事故につき、ご契約時の設定した休業ユニットの保険金額や損失等の種類により下表のとおり異なります。

対象経常費	経常費の種類	算入額
	人件費	給料の額（給料、諸手当および賞与の合計額とし、退職金を含みません。）に80%を乗じた額
	福利厚生費	福利厚生の額
	地代・家賃等	地代家賃および保険料の額。なお、駐車場代を含みます。
	通信費	通信料の額に80%を乗じた額
	光熱費	電気、ガス、熱、水道または工業用水道の利用料金の合計額に80%を乗じた額

保険金額	損失等の種類	支払限度額
休業損失保険金 （上表の①）	下記以外	1,000万円
	敷地外物件の偶然な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断	500万円
	主要取引先の破産	100万円
事業継続費用保険金 （上表の②）	下記以外	500万円
	敷地外物件の偶然な事故、ユーティリティ・流通管理システムの中断	500万円
	主要取引先の破産	100万円

休業ユニット

■ 保険金の種類

（２）Ｐ２３の表⑦、⑧の特定感染症（注５）、指定感染症（注８）の原因となる病原体により、対象施設（注９）または対象施設が所在する建物等が汚染または汚染された疑いがある場合

感染症の種類	保険金の種類	保険金の内容	支払限度額
特定感染症（注５）	③休業損失保険金	次の算式により得られた額をお支払いします。ただし、てん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して１４日（注１０）となります。 1日あたりの対象経常費（注１）＋１日あたりの営業利益（注２）休業日数から１日を控除した日数×影響割合（注３）	１事故につき５００万円
	④特定感染症対策費用保険金	事故が発生した日から起算して３０日以内に生じた消毒費用（注１１）、検査費用（注１２）、予防費用（注１３）をお支払いします。ただし、損保ジャパンの同意を得て支出したものに限りします。	１事故につき１００万円
指定感染症（注８）	⑤指定感染症対策費用保険金	消毒その他の措置（注１４）に要する費用を負担することによって被る損害またはその措置によって営業が休止もしくは阻害されたために生じた喪失利益または事業継続費用に対してお支払いします。	保険期間を通じて２０万円（定額）

※③と④は合算して１事故５００万円が限度となります。

（注１）経常費のうち、直近会計年度において被保険者が支払った（１）の対象経常費の表に掲げるものをいいます。

（注２）直近会計年度の営業利益の額を、その期間の営業日数で除した額とします。なお、営業利益の額が負の値である場合も、その値を営業日数で除した額を１日あたりの利益として算式に適用します。

（注３）収益減少額を標準売上高で除した額をいいます。

（注４）保険金のお支払対象となる復旧期間は３か月までとなります。

（注５）次に掲げる感染症をいいます。①エボラ出血熱、②クリミア・コンゴ出血熱、③痘そう、④南米出血熱、⑤ペスト、⑥マールブルク病、⑦ラッサ熱、⑧急性灰白髄炎、⑨結核、⑩ジフテリア、⑪重症急性呼吸器症候群（ＳＡＲＳ）、⑫中東呼吸器症候群（ＭＥＲＳ）⑬鳥インフルエンザ（Ｈ５Ｎ１型およびＨ７Ｎ９型のみ）、⑭コレラ、⑮細菌性赤痢、⑯腸管出血性大腸菌感染症、⑰腸チフス、⑱パラチフス、⑲新型コロナウイルス感染症（COVID-１９）（注６）ただし、⑲については事故の発生した日において、感染症法（注７）に規定する一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症に該当する場合にかぎり補償対象となります。

（注６）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中間人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものにかぎりします。）

（注７）感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）をいいます。以下、同様とします。

（注８）感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。以下、同様とします。

（注９）お客さまが所有、使用または管理する加入者証に記載された業務用の施設をいいます。以下、同様とします。

（注１０）新型コロナウイルス感染症（COVID-１９）が補償対象となる場合は、新型コロナウイルス感染症（COVID-１９）におけるてん補期間は事故が発生した日の翌日から起算して５日となります。

（注１１）感染症の蔓延または再発を防止するために、対象施設の消毒ならびにこれらに備え付けられている什器・備品・衣類および寝具の廃棄を行うために支出した費用をいいます。

（注１２）お客さまの役員および従業員ごとに、感染症に罹患またはその疑いがある場合に感染有無を検査する際に支出した医療費、交通費等の費用をいいます。ただし、事故が発生して以降の初診時から感染有無を診断される時までの間において感染有無を診断するために支出した医療費および交通費等の費用をいい、感染有無の診断後に支出したものを除きます。

（注１３）お客さまの役員および従業員への感染拡大防止のために講じた予防接種の費用をいいます。

（注１４）保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令などの措置であって、感染症第５章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。

休業ユニット

■ 補償内容

I. 次の事故により損害は発生した結果生じた休業損失など

企業包括方式					
No.	事故の種類	貴社所有のすべての設備・什器等や商品・製品等（右記対象物件  ）			建物、アーケードなど右記対象物件   に掲げる財物
		建物内（注1）	建物外		
			輸送中・一時持ち出し中	左記以外（野積みなど）	
①	火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○
②	風災・雹災・雪災	○	○（注2）	○（注2）	○
③	建物の外部からの物体の衝突・飛来など	○	○	○	○
④	給排水設備の生じた事故による水濡れなど	○	○	○	○
⑤	騒擾、労働争議など	○	○	○	○
⑥	盗難	○	○	×	○
⑦	水災	○	○（注2）	×	○
⑧	電氣的事故・機械的事故	○	○	×	○
⑨	その他の不測かつ突発的な事故	○	○	×	○

対象物件

A お客さま所有のすべての設備・什器等や商品・製品等（注3）**B** お客さまが所有または占有する業務用の建物**C** 対象敷地内（注4）にあるお客さまが占有するA以外の財物**D** 対象敷地内（注4）に隣接するアーケードまたはアーケードに面する建物など**E** 対象敷地内（注4）へ通じる袋小路およびそれに面する建物など**F** 供給者などが日本国内で占有する建物（注5）

（注1） 対象建物の建物内のほか、対象建物以外の建物内およびこれらの軒下を含みます。

（注2） 商品・製品等についてはお支払いできません。

（注3） 物流業務に起因する事故の場合は、お客さまが占有する商品・製品等、受託貨物は対象物件には含まれません。

（注4） お客さまの事務所が所在するすべての敷地内をいいます。

（注5） 物流業務に起因する事故の場合は、荷主が日本国内で占有する財物が損害を受け、貨物運送が中止された結果生じた損失等にかぎりお支払いします。

（注6） お客さまが所有、使用または管理する保険証券に記載された業務用の施設をいいます。

（注7） P 2 2 の（注5）と同様のため、ご参照ください。以下、同様とします。

（注8） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）をいいます。以下、同様とします。

（注9） 記名被保険者が⑦の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。

（注10） 保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第5章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。以下、同様とします。

（注11） 感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。以下、同様とします。

（注12） その名称を問わず、構造上人が乗ることができないドローン、ラジコン機およびラジコンヘリコプター等を含みます。

（注13） 動物・植物が商品・製品等、受託貨物である場合は、対象物件には含まれません。

休業ユニット

Ⅱ. 次の事由が発生した結果生じた休業損失など

No.	事由の種類	休業損失保険金	事業継続費用保険金	特定感染症対策費用保険金	指定感染症対策費用保険金
①	対象敷地または対象敷地内に隣接する建物・道路に生じた漏水・放水・溢水	○	○	－	－
②	対象敷地または対象敷地内に隣接する建物・道路における犯罪などの異常事態	○	○	－	－
③	不測かつ突発的な事由による電気・ガス・水道・電話などのユーティリティの 2 4 時間超の中断	○	○	－	－
④	不測かつ突発的な事由による商品流通管理システムの中断	○	○	－	－
⑤	主要取引先の破産	○	○	－	－
⑥	次のアまたはイの食中毒の発生またはその疑い。 ア. 対象施設（注 6）における食中毒の発生または対象施設で製造・販売した食品に起因する食中毒の発生（保健所長に届出のあったものに限ります。） イ. 対象施設が食中毒の原因となる病原体の汚染された疑いがある場合における厚生労働大臣その他の行政機関による対象施設の営業の禁止、停止その他の措置の指示、命令など	○	○	－	－
⑦	対象施設または対象建物等が「結核」「O-157」などの特定感染症（注 7）の原因となる病原体に汚染されたこと（対象施設において感染症法（注 8）に基づき所轄保険所長への届出に関する定めがある場合は、所轄保険所長届出のあったものにかぎります。）（注 9）または、汚染された疑いがある場合における対象施設に対する消毒その他の措置（注 10）	○	－	○	－
⑧	対象施設または対象施設が所在する建物等が特定感染症（注 11）の原因となる病原体に汚染されたまたは汚染された疑いがある場合における、対象施設に対する消毒その他の措置	－	－	－	○

○：保険金をお支払いします。（休業損失保険金は事由が発生した翌日からお支払い対象、事業継続費用保険金・特定感染症対策費用保険金・指定感染症対策費用保険金は事由は発生した当日からお支払い対象となります。）
－または×：お支払いできません。

ご注意

対象物件にならない物

●自動車 ●船舶 ●航空機・無人航空機等（注 1 2） ●動物・植物（注 1 3） ●貴金属・宝石・美術品で 1 個または 1 組の価格が 3 0 万円を超える物 など

■主要取引先

お客さまの直近会計年度において、下表に規定する条件を満たす日本国内の事業者にかぎります。ただし、条件を満たす取引先であっても、一部対象外となる場合があります。詳しくはP 2 5、2 6の「保険金をお支払いできない主な場合」または普通保険約款・各種特約をご覧ください。

事業者の種類	条件
供給者等のうち、商品、製品等の供給物を直接お客さまに供給する者	お客さまがその事業者から購入した商品・製品等の購入価格の総額が 5 0 0 万円超かつお客さまの直近会計年度の売上原価の総額の 2 0 %の額を超えている者。
供給者等のうち、商品、製品等を直接お客さまより受け入れる者	お客さまがその事業者へ販売した商品・製品等の販売価格の総額が 5 0 0 万円超かつ直近会計年度の売上高総額の 2 0 %の額を超えている者。

休業ユニット

（注 7） P 2 2 の（注 5）と同様のため、ご参照ください。以下、同様とします。

（注 8） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）をいいます。以下、同様とします。

（注 9） 記名被保険者が⑦の事実を発見した時または消毒その他の措置がなされた時のいずれか早いほうを事故が発生した時とみなします。

（注 1 0） 保健所その他の行政機関による保険の対象の消毒命令等の措置であって、感染症法第 5 章（消毒その他の措置）に規定するものをいいます。以下、同様とします。

（注 1 1） 感染症法に定める指定感染症をいい、特定感染症に該当するものを除きます。以下、同様とします。

（注 1 2） その名称を問わず、構造上人が乗ることができないドローン、ラジコン機およびラジコンヘリコプター等を含みます。

（注 1 3） 動物・植物が商品・製品等、受託貨物である場合は、対象物件には含まれません。

休業ユニット

■ 保険金をお支払いできない主な場合

■ 共通の事由

- ☐ ご契約者、記名被保険者、保険金受取人およびその代理人の故意、重大な過失、法令違反
- ☐ 地震、噴火、津波、戦争、核燃料物質による事故
- ☐ 復旧・営業の継続に対する妨害
- ☐ 差押え、徴発、没収、破壊など国または公共団体の公権力の行使
- ☐ 供給者などの倒産。ただし、主要取引先の破産による損失等については保険金を支払います。
- ☐ 直接であると間接であると問わず対象物件がサイバー攻撃等によって損害を受けた結果として生じた損失等
ただし、対象物件のうち敷地外物件（注1）に該当しない財物に火災、破裂または爆発が生じた場合は、
保険金を支払います。 など

■ 対象物件に生じた次の損害

- ☐ 次の①から③の財物に生じた風災・雹災・雪災の事故により生じた損害
 - ① ゴルフネットならびに仮設の建物およびこれに収容される設備・什器等および商品・製品等
 - ② 建築中の屋外設備・装置
 - ③ 棧橋、護岸、付属設備装置、海上に所在する設備装置
- ☐ 自動販売機、両替機などの機械に収容されている業務用の通貨または商品に生じた盗難。ただし機械と同時に損害が生じた場合、機械本体に明らかな外部からの盗難の形跡がある場合は、保険金を支払います。
- ☐ 対象建物外に設置された看板、自動販売機について生じた損害。ただし、記名被保険者が対象建物の所有者ではない場合において、対象建物に付加した看板について生じた損害については、保険金を支払います。
- ☐ 次のいずれかに該当する事故によって原動機付自転車に生じた損害。
 - ① 車両の衝突、追突、接触、転覆、脱線、墜落、架線障害または電氣的事故もしくは機械的事故
 - ② 原因を問わず、原動機付自転車が対象敷地内の外にある間に生じた事故

など

■ 設備・什器等や商品・製品等に適用される固有の事由（注2）

- ☐ 対象物件の欠陥、自然の摩滅、消耗、劣化、ボイラスケール、性質による蒸れ、腐敗、さび、かび、キャビテーション、ねずみ食い、虫食い、発酵、自然発熱
- ☐ 製造中、加工中の損害 ☐ 球球類のみに生じた損害 ☐ 詐欺または横領によって生じた損害
- ☐ 対象物件の置忘れ、紛失
- ☐ 自動販売機、両替機などの機械の故障または変調もしくは乱調に起因して、それらに収容されている業務用の通貨または商品が規定額または規定量以上に出ることによって生じた損害

（注1）対象施設の業務における供給者等が日本国内で占有する財物をいいます。

（注2）P2 3の補償内容に記載の事故の種類のうち、③～⑥または⑧、⑨のいずれかの事故である場合に適用されます。

（注3）耐火定置式のものをいい、手提げ金庫等の可動式のものを除きます。

- ☐ 対象物件が液体、粉体、気体などの流動体である場合の汚染、異物の混入、純度の低下などの損害
- ☐ ご契約者、記名被保険者、保険金受取人の業務に従事中の従業員の故意によって生じた損害
- ☐ 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動によって生じた損害
- ☐ 風、雨、雪、雹もしくは砂塵の吹込みまたはこれらのものの漏入によって生じた損害
- ☐ テープ、カード、ディスク、ドラムなどの記録媒体に記録されているプログラム、データなどに生じた損害
- ☐ 対象物件の格落ち損害（対象物件の価値の下落をいいます。）
- ☐ 対象物件の納入者が、記名被保険者に対し法律上または契約上責任を負うべき損害
- ☐ 対象施設の営業時間外において、金庫（注3）外に保管中の宝石・貴金属等について生じた盗難による損害
- ☐ 対象物件である太陽光発電設備・装置の全部または一部に生じた盗難による損害

など

■ 対象物件である商品・製品等に生じた次の損害

- ☐ 冷凍・冷蔵装置または設備の破壊・変調、機能停止に起因する温度変化によって生じた損害
- ☐ 万引きによって生じた損害
- ☐ 検品、棚卸しの際に発見され数量不足による損害
- ☐ 対象物件の受け渡しの過誤などによる損害
- ☐ 電力の停止または異常な供給によって商品・製品等のみが生じた損害
- ☐ 商品・製品等である植物が、事故により枯死した結果生じた損害。ただし、事故発生後7日以内に枯死した場合は保険金を支払います。

など

■ 次の事由により生じた対象敷地内などでの漏水、放水、溢水

- ☐ 土地の沈下、隆起、移動などの地盤変動
- ☐ 屋根、扉、戸、窓、通風口などからの雨または雪などの吹込み
- ☐ ご契約者、記名被保険者の従業員の故意
- ☐ 修理、清掃などの作業中における作業場の過失・技術の拙劣

など

■ 次に掲げる事由によって生じたユーティリティ・商品流通管理システムの中断

- ☐ ユーティリティ設備または流通管理システムの能力を超える利用または他の利用者による利用の優先
- ☐ 賃貸借契約などの契約または各種の免許の失効、解除または中断
- ☐ 労働争議 ☐ 脅迫行為 ☐ 水源の汚染、濁水または水不足

など

■ 保険金をお支払いできない主な場合

■ 次のいずれかの場合により生じた主要取引先の破産

- ☐ 保険契約者または記名被保険者が、主要取引先の破産手続開始の申立てを行った場合
- ☐ 保険契約者または記名被保険者が、主要取引先または第三者と共謀して主要取引先の破産を発生させた場合
- ☐ 主要取引先の破産が、保険契約者または記名被保険者の加担により発生した場合または加担により発生したとみなすことができる場合
- ☐ 次のいずれかの事由により主要取引先の営業が休止または阻害された結果として主要取引先の破産が生じた場合
 - ① 国または公共機関による法令等の規制
 - ② 差押え、収用、徴発、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使。ただし、消防または避難に必要な処置としてなされた場合は保険金を支払います。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ③から⑤までの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
 - ⑧ テロ行為またはその結果生じた事象
 - ⑨ サイバー攻撃
- ☐ 主要取引先の破産手続開始の申立てが行われた日直前 90 日以内に、主要取引先と取引（注 4）が無い場合
- ☐ 保険期間の開始日から起算して 90 日間に主要取引先の破産手続開始の申立てが行われた場合。ただし、この保険契約が継続契約（注 5）である場合は保険金を支払います。
- ☐ 主要取引先が次のいずれかに該当する場合
 - ① 反社会的勢力に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

など

■ 特定感染症、指定感染症の原因となる病原体による対象施設または対象建物等が汚染されたまたは汚染された疑いがある場合に適用される固有の事由

- ☐ 都道府県知事等からの要請に応じて行った特定感染症、指定感染症の発生に起因しない自主休養。ただし、実際に事故があった場合を除きます。
- ☐ 保険期間の初日の翌日から起算して 14 日以内に発生した特定感染症または指定感染症による事故。ただし、この保険契約が継続契約（注 5）である場合は、保険金を支払います。
- ☐ 脅迫または恐喝などによる営業に対する妨害行為

など

■ 上記以外の事由

- ☐ ご契約者、記名被保険者の従業員の故意によって生じた対象敷地内などでの異常事態
- ☐ 脅迫または恐喝などによる営業に対する妨害行為による食中毒の発生またはその疑い

など

（注 4） 次のいずれかに該当するものをいいます。① 主要取引先が、商品・製品等の供給物を記名被保険者に直接供給する取引 ② 主要取引先が、商品・製品等を記名被保険者より直接受け入れる取引

（注 5） 感染症に関する保険契約を前契約とし、前契約と全部または一部に対して支払責任が同一の保険契約であって、前契約の保険期間の末日（失効日または解約日を含みます。）を保険期間の初日とし、かつ、お客さまを同一として損保ジャパンと締結された保険契約をいいます。

無料サービス（緊急時サポート総合サービス概要）

サイバーリスク賠償責任補償特約

サイバー事故が発生した場合に必要な各種対応を支援する「緊急時サポート総合サービス」をご利用いただけます。
以下のサポート機能の提供会社をご紹介します。

緊急時広報支援機能	☐ 記者会見実施支援 ☐ 新聞社告支援 など	ブラップコンサルティング（株） 年間200社以上の危機管理広報に携わる「メディア側の倫理」と「企業がマスコミ対応をする視点」の両方を兼ね備えたコンサルティング会社 SOMPOリスクマネジメント（株） 企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社
	☐ SNS炎上対応費用 ☐ WEBモニタリング、緊急通知支援 など	（株）エステス 風評被害対策のパイオニアであり、政府系ファンド等からの出資もあり、メディアの也多数紹介されている企業
コールセンター支援機能	☐ コールセンター立ち上げ ☐ コールセンター運用 ☐ クロージング支援 など	（株）ベルシステム24 全国約2万人のオペレーターを雇用しており、業界内において最大規模の企業
調査・応急対応支援機能	☐ 事故判定 ☐ 原因究明支援 ☐ 影響簡易調査支援 ☐ 被害防止拡大アドバイス など	SOMPOリスクマネジメント（株） 多数のフォレンジック事業者と連携し、最適なサービスをご提供します。 （株）ラック 取引先には、防衛省（陸、海、空）、警視庁などの官公庁が多く、日本を代表するセキュリティ会社
信頼回復支援機能	☐ 外部専門機関が再発防止策の実施状況について報告書を発行 など	（一財）日本品質保証機構 マネジメントシステム・製品・環境等に関する認証・試験・検査等を実施する第三者機関 BSIグループジャパン（株） 英国規格協会（BSI）の日本法人として、「マネジメントシステム審査登録、医療機器認証サービス、ISO規格」を中心とした研修・トレーニングを提供する審査期間
GDRP対応支援機能	☐ GDPR対応に要する対応方針決定支援 ☐ 監督機関への通知支援 ☐ 協力弁護士事務所の紹介 など	（株）インターネットイニシアチブ プライバシー保護とセキュリティを含む、日本のインターネットの安心・安全向上に貢献してきたパイオニア企業
コーディネーション機能	☐ 各種サポートの調整 など	SOMPOリスクマネジメント（株） 企業のリスクマネジメント活動を支援するSOMPOグループのリスクコンサルティング会社

サービス提供業者は2024年1月現在の内容です。サービスの内容は予告なしに変更となる場合があります。

無料サービス（緊急時サポート総合サービスの対応フロー）

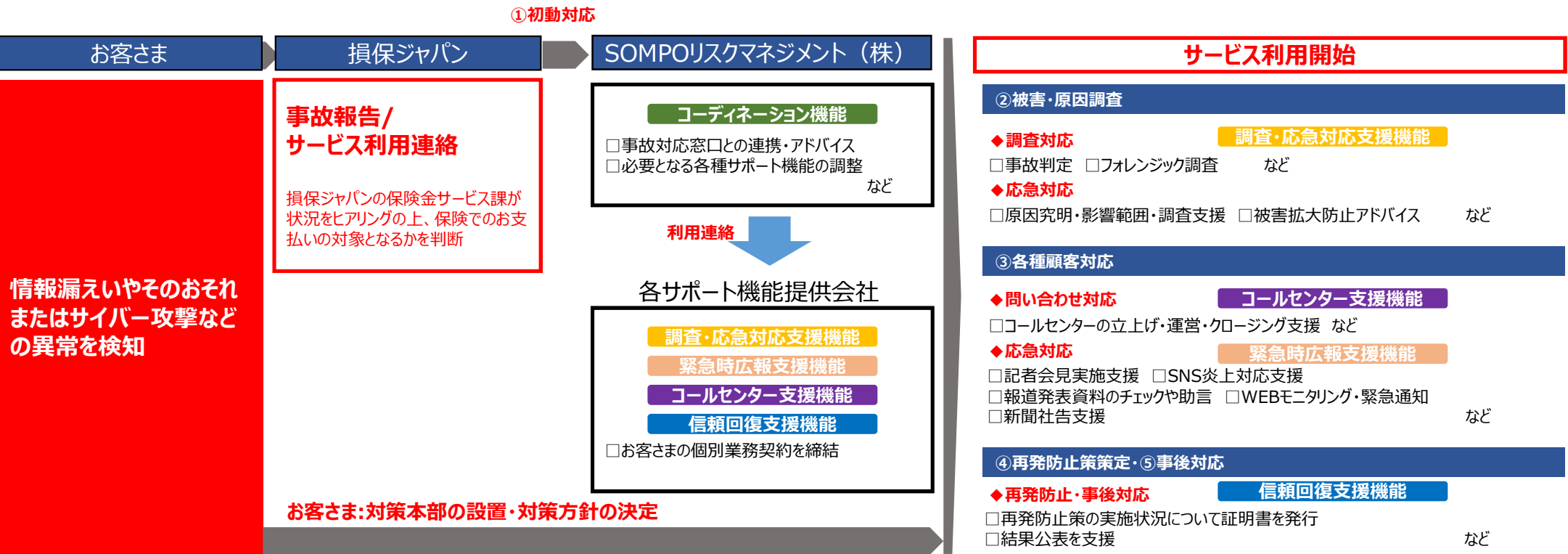
サイバーリスク賠償責任補償特約

サイバー攻撃や情報漏えいなどによって、事故の原因調査や公表、被害者への謝罪等の対応をしなければならない緊急時に、事故対応に関するサポート機能をコーディネートし、提携する専門事業者のサービスを通じて、緊急時におけるお客さまの被害拡散防止・早期復旧等を支援します。

※サイバーリスク賠償責任補償特約で保険金がお支払いできる場合にご利用いただけるサービスです。

※各サポート機能提供会社にお支払いいただく諸費用は、保険金額を上限に保険会社からお客さまへ支払われます。なお、諸費用は保険金の支払い対象外となる場合があります。

※日本国内での対応が必要となります。



特にご注意いただきたいこと

重要事項等説明書

ご加入に関してご確認いただきたい事項、ご契約に際してご加入者に不利益になる事項等、事業活動総合保険をご加入いただくにあたっての重要および個人情報の取り扱いになりますので、ご加入になる前に必ずお読みいただき、お申込みくださるようお願いいたします。

本書面はご契約に関するすべてに内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、普通保険約款および特約条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

なお、ご加入者と記名被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、記名被保険者となる方にもこの重要事項等説明書の内容をお伝えください。

※取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご契約いただいても有効に契約したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

被保険者の範囲

■この保険では被保険者は、主に下記の方々となりますが、そのご契約に適用される約款・特約や業種ごとに範囲が異なります。詳しくは普通保険約款および特約などをご確認ください。

ユニット	被保険者
物損害ユニット	記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）
休業ユニット	記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方）
賠償ユニット	①記名被保険者（加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方） ②記名被保険者の役員・使用人 ③記名被保険者の下請負人 ④記名被保険者の下請負人の役員・使用人

保険金をお支払いする主な場合

■事業活動総合保険は、「物損害担保条項」「休業損失等担保条項」「賠償責任担保条項」の3つによって構成されています。各自（以下「ユニット」といいます。）の概要は次のとおりです。選択いただいた契約プランによりセットできるユニットなどが異なります。詳しい内容につきましては、パンフレットをご参照いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ユニット	保険金をお支払いする主な場合
物損害ユニット	日本国内において、偶然な事故により、記名被保険者が所有する設備・什器や商品・製品などの動産に生じた場合に保険金をお支払いします。

ユニット	保険金をお支払いする主な場合
休業ユニット	日本国内において、記名被保険者が所有または占有する建物または動産や、ユーティリティ設備などが損害を受けた結果、営業が休止または阻害されたために損失が生じた場合および事業継続費用が生じた場合に保険金をお支払いします。営業が休止または阻害された期間は、3か月のてん補期間および復旧期間を限度とします。（なお、事故の種類によりお支払いする保険金の種類やてん補期間が異なる場合があります。）
賠償ユニット	日本国内において、記名被保険者の業務上の偶然な事故により、他人の身体・財物に損害を与えた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。ワイドプランを選択した場合は、サイバーリスク賠償責任補償特約が自動セットされます。情報の漏えいまたはそのおそれ、被保険者システムに対するサイバー攻撃等に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによって被保険者が被る損害や、事故に対応するために被保険者が支出した費用に対して保険金をお支払いします。（特約の保険金額が100万円の場合は補償範囲が限定されますのでご注意ください。）

特にご注意いただきたいこと

保険金をお支払いできない主な場合

■この保険では、次に掲げる事由によって生じた損害、損失、費用に対しては保険金をお支払いできません。
なお、ここには保険金をお支払いできない主な場合を記載しております。詳しくは普通保険約款・特約の「保険金を支払わない場合」の項目に記載されておりますので、ご参照ください。

【各ユニット共通】

- ①ご契約者または記名被保険者の故意
- ②戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装内乱その他これらに類似の事変または暴動
- ③核燃料物質等の有害な特性による損害 など

【物損害ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②保険の対象の欠陥、自然の摩耗・消耗・劣化、性質によるさび、かび など

【休業ユニット】

- ①ご契約者または記名被保険者の重大な過失または法令違反
- ②国または公共機関による法令等の規制 など

【賠償ユニット】

- ①記名被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定または合意がある場合において、その約定または合意によって加重された損害賠償責任
- ②次のいずれかの業務の遂行に起因する損害
 - ・医療行為
 - ・医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、授与または授与の指示
 - ・弁護士、司法書士、行政書士、公認会計士、建築士等がその資格に基づいて行う業務 など

ご加入にあたってのご注意

■告知業務・告知事項（ご契約締結時における注意事項）

①保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパンに事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

【告知事項】申込用Webサイトでの入力事項すべて

②保険契約締結の際、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げてきた場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。

■通知業務・通知事項（ご契約締結後における注意事項）

①保険契約締結後、通知事項が発生する場合は取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

【通知事項】申込用Webサイトでの入力事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること（※）

※申込用Webサイトに入力された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知が必要となります。（ただし、その事実がなくなった場合は、損保ジャパンまでご通知いただく必要はありません。）

②ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

③また、以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパンまで遅滞なくご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパンからの重要なご連絡ができなくなります。

【ご契約者の住所などを変更される場合】

④保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

その他ご注意いただくこと

■この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間です。ただし、個別のご契約により異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、領収書・加入者証等にてご確認ください。

■保険責任は保険期間の初日の午後4時（領収書・加入者証等またはセットされる特約にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まり、末日の午後4時に終わります。

■実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、領収書・加入者証等にてご確認ください。

■売上高、延床面積、人数などのお客さまの保険料算出に特に関係する事故につきましては、領収書・加入者証等の記載事項が事実と異なっていないかご確認ください。

■ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパンの定めるところにより保険料を返還、または未払込保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

■この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員などの数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金、解約返れい金などの8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

■加入者証は大切に保管してください。なお、加入者証は会員ページからダウンロードすることが可能です。

■この保険は営業または事業のための保険契約であり、クーリングオフ（ご契約申し込みの撤回）の対象とはなりません。

■【保険契約の無効、取消しについて】次の場合に保険契約が無効または取消しとなり、保険金をお支払いできないことがあります。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者の詐欺または脅迫によって損保ジャパンが契約した場合

万一事故にあわれたら

- 事故が起こった場合は、遅滞なく損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。遅滞なくご通知いただけなかった場合は、保険金の金額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- 保険金のご請求にあたっては、以下の書類のうち損保ジャパンが求めるものを提出していただきます。

No.	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 など
③	損害（※１）の額、損害（※１）の程度および損害（※１）の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	■物損害ユニットにおける損害 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書 など ■休業ユニットにおける損害 復旧通知書、費用の支出を出す領収書、費用明細書、売上高等営業状況をします帳簿（写）、損益計算書 など ■賠償ユニットにおける損害 診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、レントゲン（写）、所得を照明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、修理見積書、写真、領収書、図面（写）、取扱説明書、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿（写） など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書、固定資産課税台帳登録事項証明書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※２）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	質権が設定されている場合に、保険金請求に必要な書類	承諾書、債権額現在高通知書、質権者専用保険金振込依頼書 など
⑧	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※１）損害とは各ユニットで保険金のお支払い対象となる損害、損失、費用のことをいいます。

（※２）保険金は、原則として被保険者から相手の方への賠償金を支払った後にお支払いします。

（注）事故の内容および損害の額等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査などにご協力いただくことがあります。

- 前記の書類をご提出いただいた日からその日を含めて３０日以内に、損保ジャパンが保険金を支払うために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が必要な場合は、損保ジャパンは、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払までの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 賠償責任を補償するご契約の場合、賠償事故にかかわる示談につきましては、必ず損保ジャパンにご相談の上、交渉をすすめてください。事前に損保ジャパンにご相談なく示談された場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがありますので、ご注意ください。
- （注）この保険に示談代行サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンとご相談いただきながら記名被保険者にご自身で交渉をすすめていただくことになります。

- 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。
平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

〈受付時間〉平日/午後５～翌日午前９時 土日祝日
（１２月３１日～１月３日を含みます。）/ ２４時間
※上記受付時間外は、損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。

【お問い合わせの際は以下をお伝え・ご記載ください。】

①きくや安心サロン保険に加入していること ②会員様のお名前 ③会員番号 ④保険加入者番号 ⑤電話番号
⑥お問い合わせ内容

※お問い合わせ内容によっては、お電話で詳細をお伺いした上で回答させていただく場合がございます。

【事故の報告は以下の情報も合わせてお願いいたします。】

⑦事故場所 ⑧事故の詳細（（例）施術中にお客さまに火傷を負わせてしまった。建物内の出火により自社の設備が損壊した。など）※保険金サービス課よりお電話かメールをさせていただく場合があります。

■ 保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【窓口：一般社団法人日本損害保険協会「そんぽADRセンター」】

【ナビダイヤル】0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

■ 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、などを行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社など（外国にある事業者を含みます。）に提供などを行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保険医療などのセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令などに従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

■ このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております。約款などに記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください。（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）ご不明点などがある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■ ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

■ 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

問い合わせ先

【引受保険会社】

損害保険ジャパン株式会社 横浜中央支店 川崎支社

〒212-0013

神奈川県川崎市幸区堀川町580番地ソリッドスクエア東館 10F

TEL：044-540-1223 FAX：044-540-1224

受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。

【取扱代理店】

ストアフォーマー株式会社

〒104-0061 東京都中央区銀座6-7-7 岩月第三ビル 9F

お問い合わせはLINEをお願いします。

右の2次元コードをスキャンしていただくと
【きくや安心保険サポートデスク】が
お友達登録されます。



承認番号：SJ23-17125 承認日：2024年4月10日